

院所・事業所の継続及びケア労働者が働き続けられる
環境整備のため、診療報酬や介護報酬などの公定価格
の引上げを求めることがあります。

長期的に続いている物価高騰は、国民の生活を圧迫し、中小企業
や小規模事業者にも打撃を与え、地域経済を疲弊させています。中
でも、医療や介護、障がい者福祉、保育などの現場で働くケア労働
者の労働実態は、深刻さを増している状況です。低水準に抑え込まれた賃金が人手不足を加速させ、現場の体制維持に大きな支障を及ぼし、事業所の倒産や休廃業も広がっています。

医療や介護、福祉、保育などに従事するには、公的資格の保有が
必要であるなど専門性が高く、命や健康、暮らしを守る社会的役割
が大きいものがあります。しかし、ケア労働者の賃金は低水準に留
め置かれている状況にあり、看護師の賃金については、夜間勤務を
行っても全産業平均賃金に届いておらず、介護職の賃金については、
全国労働組合総連合の調査によると、月額平均で249,585円と、他産
業と比較して11万円低いことが明らかとなっています。さらに、学
童保育指導員は、非正規雇用である会計年度任用職員を含め不安定
な雇用形態であることが圧倒的に多く、賃金の引上げを求める声を
出しにくい状態の中で働いています。こうしたケア労働者の低い処
遇や労働条件が人手不足に拍車をかけ、サービスの提供にも影響を
及ぼしています。

ケア労働者の賃金は、診療報酬や介護報酬、障害福祉サービス等
報酬、保育の公定価格など、国が定めた基準を基に算定した「公定

価格」に準拠しています。しかし、公定価格は前年実績などを基に算出されており、日本国憲法で補償された「労働者とその家族が健康で文化的な生活」を送るために必要な生計費や専門性に基づいていないため、低賃金を強いる要因になっています。

国は、令和8年度には診療報酬を、令和9年度には介護報酬や障害福祉サービス等報酬を改定する予定にありますが、安心して医療や介護、子育て支援などが受けられる持続可能な地域社会を実現するには、国の責任により、医療や介護、福祉事業所などの収入源やケア労働者の賃金の原資となる公定価格を緊急的に引き上げることが必要です。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

記

1 診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費の増加を賄うことができる水準まで、直ちに引き上げること。
ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年12月19日

会津若松市議会議長 清川雅史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

その他関係筋